

第10期高松市高齢者保健福祉計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

第10期高松市高齢者保健福祉計画策定支援業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の内容

老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第1項に基づいて策定する、第10期高松市高齢者保健福祉計画（以下「第10期計画」という。）に係る高齢者等実態調査を行うとともに、第9期高松市高齢者保健福祉計画（以下「第9期計画」という。）の進捗状況の把握と現状分析を行い、地域包括ケアシステムの推進に向け、第10期計画策定の支援をする。

なお、令和7年度・8年度に以下の業務を行うものとする。

（1）令和7年度業務

計画策定のための基礎調査として、下記のとおり「高齢者の暮らしと介護についてのアンケート」調査を実施し集計・分析等を行う。また、「在宅介護実態調査」の調査結果の入力及び集計・分析を行う。

「高齢者の暮らしと介護についてのアンケート」の調査項目は、国から示される「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査方法等を踏まえるとともに、本市にとって必要と思われる質問項目を加えたものとする。なお、国から調査項目の追加が別途示された場合は、対応するものとする。

ア 高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査関係

（ア）質問項目の検討と調査票等の作成

- a 第9期計画におけるニーズ調査及び国からの情報を基に、委託者と協議しながら調査票を設計する。
- b 調査票（A4版、24頁程度）、発送用封筒（角2封筒）、返信用封筒（角2封筒）の印刷。

（イ）調査の実施（無記名式、連番照合調査）

- a 65歳以上の高齢者（要介護1～5の認定者を除く。）3,000人
 - （a）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（国）
 - （b）保健・介護・福祉に関する調査（市独自）
- b 40歳以上64歳以下の市民 1,000人
保健・介護・福祉に関する調査（市独自）
- c WEBを活用した調査も想定しておくこと。

d 調査期間（予定）

令和7年12月1日（月）から同月26日（金）までの26日間

※調査対象者は、日常生活圏域ごとに、委託者において無作為抽出する。

※WEBによる回答の場合、令和8年1月7日（水）を回答期限とする。

(ウ) 調査結果の入力・集計・分析等

a 調査票の返送先は受託者側とし、返送された封筒は受託者が開封

b 調査票の結果入力、集計（クロス集計含む。）及び分析

c 日常生活圏域ごとの高齢者のリスク、社会参加状況、生活実態、地域の課題・ニーズや必要となるサービス等の把握につながる集計・分析

d 国が提供する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査データ送信用ファイルに調査結果の入力（上記(イ)a(a)の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に限る。）

※bについては、結果入力後の調査票は委託者に返却すること。直接受託者が返却する場合、受託者の正社員で対応すること。（返却に従事する職員は、正社員であることを証明する書類（健康保険証等）を委託者に提示しなければならない。）また、受託者によって物品の搬出入を行うこと。

※cについては、次年度の計画策定の基礎資料とすることを見据え、集計・分析を行うこと。

(エ) 報告書の作成

a 報告書に記載する主な事項

- ・調査の趣旨や調査対象者の属性等
- ・調査結果の概要、総括
- ・調査の分析結果
- ・回答データを分析処理するための設定条件の解説

b 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については次の事項を加える

- ・日常生活圏域ごとの地域特性（日常生活圏域ごとの課題を示すこと。）
- ・調査に使用した調査票等

c 報告書の仕様

50部、白黒、A4、200頁程度、簡易製本（大型ステープラーで綴じる等の簡単な製本で可）

※報告書作成に当たっては、随時、委託者と協議しながら、設問ごとにグラフや表、クロス集計等を用いてわかり易い報告書とすること。

(オ) 高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会（以下「運営協議会」という。）等の会議の運営支援

- ・会議資料作成
- ・運営協議会への出席（1回程度）及び会議録作成

(カ) 業務分担

上記業務の実施に当たっての業務分担は、次のとおりとする。

委託者における封入誤りのチェックは、封入後の発送用封筒を受託者が委託者に届け、

委託者のチェック終了後に封かんし、受託者が回収した後発送することを想定しているが、チェック方法については協議に応じる。

作業内容	委託者	受託者	備考
基礎調査内容の設計	○	○	
打合せ協議	○	○	
調査票のレイアウト作成		○	調査対象ごとに2種類（A4版）
調査票のレイアウト決定	○		
調査票の印刷		○	調査対象ごとに2種類（A4版）
発送用封筒の作成・印刷		○	角2封筒（糊付1種類）
返信用封筒の料金受取人払い承認番号		○	
返信用封筒の作成・印刷		○	角2封筒（糊付テープ1種類）
発送先の抽出	○		
宛名ラベル作成・貼付		○	宛名ラベル代は、委託料に含む。
調査票及び返信用封筒の封入		○	
封入誤りのチェック	○	○	受託者チェックの後、委託者がチェック
封かん	○		
発送		○	郵便料は、委託料に含む。（令和7年12月1日頃発送予定）
返送分の郵便料	○		
返信用封筒開封		○	調査票の返送先は受託者側とし、具体的な返送先は協議により決定する。
調査票の回収		○	（令和7年12月26日締切予定） 前回調査時の有効回収率は高齢者67.2%、要介護認定者52.8%、一般市民39.5%、合計57.2%であり、今回も同程度の回収率を見込んでいるが、実際の調査回収数の増減による契約金額の変更は行わない。
回収した調査票の結果入力・集計・分析		○	
調査結果入力後の調査票の返却		○	
報告書の作成・印刷		○	

イ 在宅介護実態調査関係

（ア） 調査結果の入力・集計

在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方を対象に実施する在宅介護実態調査（調査件数 1,000 件。調査時期未定。）の回答内容を、国の提供する入力シートに入力するとともに集計（クロス集計含む。）すること。

ウ 成果品の提出

- (ア) 高松市高齢者保健福祉計画策定基礎調査報告書 50 部及び報告書の電子データ
- (イ) 報告書に掲載するグラフ及びグラフ作成に用いたデータ
- (ウ) ア(ウ) c の分析データ
- (エ) 在宅介護実態調査入力・集計に係る電子データ
- (オ) 地域包括ケア「見える化」システム登録用のデータ
- (カ) 調査票の自由記載欄の内容をすべて入力したデータ（W o r d 又は E x c e l）

※成果品の提出は完成次第とし、最終提出期限は令和 8 年 3 月 31 日とする。

※電子データは P D F 形式及び修正が可能な形式（W o r d ・ E x c e l など）の 2 種類を用意すること。

(2) 令和 8 年度業務

本市の高齢者のニーズや地域の課題、各種要因分析や課題解決に向けた手法の検討等を行い、本市が令和 8 年度中に策定する「第 10 期計画（計画期間：令和 9 年度～11 年度）」の策定業務を支援する。

ア 計画の策定

- (ア) 高齢者の保健福祉や介護保険制度をめぐる制度改革の動向把握と課題整理

介護保険制度や高齢者の保健・福祉・医療等をめぐる制度改革の動向について、国の関連資料等を収集し、本市の特性に応じた第 10 期計画策定を検討する上での基本的課題を整理する。また、必要に応じて他の保険者の情報を収集すること。

- (イ) 「高齢者の暮らしと介護についてのアンケート」及び「在宅介護実態調査」等の分析

- a 「高齢者の暮らしと介護についてのアンケート」及び「在宅介護実態調査」の集計結果について、地域包括ケア「見える化」システムに登録するとともに、どの地域にどのようなニーズが存在するか等の分析を行い、現在の高齢者保健福祉事業や介護サービスにおいて不足している事項等について、運営協議会で使用する資料を作成（職員との打合せ、修正を含む。）し、印刷すること。

※資料はワイド画面（16：9）のパワーポイントで作成する。

※パワーポイントデータ及び印刷物（A4、カラー）を提出すること。

- b 分析結果に基づき、第 10 期計画の施策等を検討するほか、地域診断の資料を作成し、「圏域別カルテ」を計画書に掲載すること。

- (ウ) 第 9 期計画の検証及び課題整理

- a 第 9 期計画における、各事業の目標数値の達成状況等の関係課への照会に関する助言

（調査票の検討等）を行うこと。

- b 第9期計画における目標数値の達成状況等の評価を行うとともに、現行の高齢者保健福祉事業・介護保険事業等の現状分析や、地域包括ケア「見える化」システムによる他の保険者との地域間比較等により、本市事業の特徴を把握し、課題の洗い出しを行うこと。

（エ） 基礎資料の作成

下記資料の作成については、特に指定がない場合、令和7年10月1日時点のデータをもとに作成し、2040年度までの推計値を掲載すること。なお、令和8年10月1日時点のデータが出た際には、推計結果を補正するものとする。また、国・県の平均データと比較可能なものは併記すること。

a 人口及び高齢化率の推移と将来推計

人口は15歳未満、15歳以上40歳未満、40歳以上65歳未満、65歳以上（前期高齢者と後期高齢者の内訳も併記。）の区分での集計、日常生活圏域ごとの集計を行い、計画書に掲載するほか、必要に応じた集計を行う。

b 世帯数の推移分析

c 要介護（要支援）認定者及び事業対象者数、要介護（要支援）認定率等の推移と将来推計

d 認知症高齢者の現状分析と将来推計

e 介護サービスの利用状況、給付状況や要介護（要支援）認定率等の分析。なお、分析に当たっては、他の保険者（中・四国の中核市等）との地域間比較も行うこと。

※介護保険事業状況報告、給付実績データは委託者が提供

f 日常生活圏域ごとの現状分析・課題の抽出

（オ） 第10期計画における施策等の提案

上記（イ）、（ウ）、（エ）から導き出される課題、国の基本指針等を踏まえ、重点的に取り組む事項の提案を行うこと。

また、第9期計画の13施策を踏まえ、本市の進めていくべき施策についても提案を行うこと。

- a 介護予防・重度化防止の推進
- b 居場所づくりの推進
- c 健康づくりの推進
- d 社会参加・生きがいの促進
- e 包括的な相談・支援体制の推進
- f 認知症施策の推進
- g 地域包括支援センターの機能強化
- h 介護保険サービスの推進
- i 在宅医療・介護連携の充実
- j 住まいの整備・充実
- k 外出支援の充実

l 安全で住みよい環境づくりの推進

m 災害時等の援護体制の充実

※ f については、令和6年12月3日に策定された認知症施策推進基本計画を踏まえた提案を行うこと。

(カ) 国が示す基本指針等が公表され、考え方の変更・追加等があった場合は、それに即して必要と思われる施策、取組、指標設定等の提案をすること。

(キ) 計画骨子案の作成

a 上記(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び国が示す基本指針等を踏まえ、第10期計画の骨子案を作成すること。

なお、作成に当たっては、以下の計画の内容を踏まえたものとし、本市の地域性を反映した独自のものとする。

- ・第9期高松市高齢者保健福祉計画

(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))

- ・第7次高松市総合計画

(令和6年度(2024年度)～令和13年度(2031年度))

- ・第1期高松まちづくりプラン

(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))

- ・第3次高松市健康都市推進ビジョン

(令和7年度(2025年度)～令和17年度(2035年度))

- ・第4次高松市地域福祉計画

(令和6年度(2024年度)～令和13年度(2031年度))

- ・第8次香川県保健医療計画

(令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))

b 上記(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の分析資料及び骨子案について、運営協議会等の会議で使用する資料の作成・印刷(職員との打合せ、修正を含む。)を行うこと。

※資料はワイド画面(16:9)のパワーポイントで作成すること。

※パワーポイントデータ及び印刷物(A4、カラー)を提出すること。

(ク) 保険料額推計及び介護サービス等必要見込み量の算出

地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、保険料額及び介護サービス見込量の算出を行うこと。

a 地域密着型サービス以外の介護サービス及び予防サービスについては、本市全体の必要なサービス量を算出する。なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況及び今後の推計を勘案して算出すること。

b 地域密着型サービスについては、日常生活圏域ごとのサービス量の算出を行う。

c 地域支援事業の費用額及び事業量の算出を行う。

d それぞれ算出したサービス量等から、保険料額の推計を行う。

e 介護予防・日常生活支援総合事業については、本市の地域支援事業交付金の上限額も踏まえて、サービス量の算出を行う。なお、総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえ

て算出を行うこと。

(ケ) 計画素案の作成

- a 計画骨子案を基に、計画に掲載すべき事業・目標値等を関係課に照会する際の助言（調査票の検討等）を行うこと。
- b 上記 a の照会結果をとりまとめ、計画素案を作成すること。ページレイアウト、計画書の構成、写真・イラストの使用等について提案することとし、イラストについては候補となるものを複数提示すること。
- c 計画素案により、パブリックコメントを実施することを念頭に、できるだけ完成に近づけること。

※数値等のデータは、グラフや図表等を用いて視覚的に理解しやすい工夫をすること。

また、作成内容の詳細については、委託者の指示に従うこと。

※ユニバーサルデザインに配慮したフォントを使用し、字体、大きさ、間隔に配慮して作成すること。また、カラーユニバーサルデザインに配慮した色使いとすること。

- d 計画素案について、運営協議会等の会議で使用する資料の作成・印刷（職員との打合せ、修正を含む。）を行うこと。

※資料はワイド画面（16：9）のパワーポイントで作成する。

※パワーポイントデータ及び印刷物（A4、カラー）を提出すること。

- e 会議の配布資料として、計画素案の製本（A4、白黒、大型ステープラーで綴じる等簡単な製本で可）をすること。
 - ・高松市高齢者福祉推進連絡会、高松市高齢者福祉推進本部会用
 - ・政策会議用（連絡会・本部会での意見による修正を反映したもの）
 - ・運営協議会用（政策会議での意見による修正を反映したもの）

(コ) 計画案の作成

計画案は、計画書の最終案であり、印刷原稿となるため、記載内容等、全体の入念なチェックを行うこと。

- a パブリックコメントの結果を反映し、必要な修正を加えて計画案を作成すること。
- b 計画案をもとに、関係課に最終確認を依頼し、必要な修正を加えるものとする。
- c 計画案については、概要版を作成すること。
- d 計画案について、運営協議会等の会議で使用する資料の作成・印刷（職員との打合せ、修正を含む。）を行うこと。

※資料はワイド画面（16：9）のパワーポイントで作成する。

※パワーポイントデータ及び印刷物（A4、カラー）を提出すること。

イ 策定体制等の支援

(ア) 第10期計画策定スケジュールの提案

- ・上記アの（ア）～（コ）に係るスケジュール
- ・計画書印刷に関する詳細スケジュール（ページレイアウトの提案から計画書原稿の最終校正・納品まで）

※別紙「第10期高齢者保健福祉計画策定に係る会議等の予定」を参照すること。

(イ) 運営協議会等の会議の運営支援

- ・会議資料作成及び印刷
- ・運営協議会への出席（3回程度）及び会議録作成

※会議の回数は進捗状況により増加する事も想定しておくこと。

(ウ) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントは、上記アの（ケ）で作成した計画素案を用いて行う。

- ・上記アの（ケ）eにある、運営協議会用の計画素案に、運営協議会での意見等に対応した修正を加えた後の計画素案を製本すること（A4、白黒、大型ステープラーで綴じる等簡単な製本で可）。
- ・「総合計画との関係についての資料」の印刷（A4、カラー、原稿は受託者が提供する）
- ・意見用紙の印刷（A4、白黒、原稿は受託者が提供する）
- ・寄せられた意見の整理・集約
- ・その他必要な支援

ウ 成果品の提出

(ア) 上記アにおいて作成した、検証資料、分析結果、基礎資料、会議資料等の電子データ

(イ) 第10期高松市高齢者保健福祉計画 計画書

仕様：A4判 表紙4色 本文2色 200頁程度 無線綴じ 350部

(ウ) 第10期高松市高齢者保健福祉計画 概要版

仕様：A4判 4色 12頁 1, 200部

(エ) 計画書及び概要版の電子データ

※電子データは、PDFファイル及び加筆修正等が可能な電子データファイル（ワード、エクセル等）を格納したCD-ROMで納品すること。

4 その他

- (1) 本業務の実施については、受託者は、常に委託者と密接に連携を図りながら、忠実かつ誠実に業務を遂行すること。
- (2) 国（厚生労働省）の動向等も十分に踏まえて遂行すること。
- (3) 本業務の実施に当たり疑義が生じたとき及び本仕様書又は関係法令等に記載のない事項については、委託者と受託者が協議のうえ、本業務を円滑に遂行することとする。
- (4) 資料及び成果品等の提出については、委託者が指定する期日及び場所へ行うこと。